

大内コドモジカン事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小・中学校の長期休業日等を活用した子どもの学習活動等を通じ、同じ地域内の住人のかかわりを深め、地域のボランティア人材を育成するために、積極的かつ自主的な事業を行う者に対して、大内まちづくり協議会（以下「まちづくり協議会」という。）が行う補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号すべてに該当する事業でなければならない。

- (1) 小・中学校の長期休業日等を活用し、子どもの宿題等の学習活動を主目的とした体験活動を行う事業。
- (2) 自治会又は町内会を単位とする地域内で広く参加者を募集し、地域の集会所等を活用する事業。
- (3) 豊かな知識と経験を持つボランティアスタッフを活用する事業。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象としない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とする事業。
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、又はこれに反することを目的とする事業。

3 補助金の対象事業は、申請年度中に完了するものとする。

(交付の額)

第3条 交付の額については、毎年予算の範囲内で、当該事業に要した経費から事業によって得た収入及び他の補助金又は交付金等によって得た収入を控除した額で、一件あたり3万円を限度とする。ただし、複数の自治会又は町内会で共同開催する場合、共同開催する自治会又は町内会につき1万円を追加し、6万円を限度として交付する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に大内コドモジカン事業補助金申請書（様式第1号）に次の書類を添えてまちづくり協議会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) その他まちづくり協議会が必要と認めるもの

(交付の決定)

第5条 まちづくり協議会は前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金交付の決定を行い、大内コドモジカン事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の決定を受け、申請者は、請求書（様式第5号、又は第6号）をまちづくり協議会に提出し、まちづくり協議会は速やかに補助金を交付するものとする。

(事業の完了)

第6条 申請者が事業を完了したとき、事業実績書（様式第4号）に次の書類を添えてまちづくり協議会に提出しなければならない。

- (1) 当該事業に要した経費の領収書又は請求書の写し
- (2) 当該事業の様子がわかる写真
- (3) その他まちづくり協議会が必要と認めるもの

(取消又は返還)

第7条 まちづくり協議会は、この要綱による補助金の交付決定を受けた申請者が、次

の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、すでに交付した補助金の全額若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 提出された書類の記載事項に重大な偽りがあったとき。
- (2) 補助金の対象となった事業の目的外に使用したとき。
- (3) その他不正な行為があったとき。
- (4) 当該事業の補助金に余剰金が生じたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、まちづくり協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。